# 第149回千葉県大規模小売店舗立地審議会 書面審議

#### 1 書面審議の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、審議会長が判断し、千葉県大規模小売店舗立地審議会運営規程第5条に基づき、書面による審議とすることにしたものである。

#### 2 意見を聴取した日

令和2年12月23日(水)から令和3年1月27日(水)にかけて各委員から意見を 聴取した。

# 3 意見を聴取した委員

<千葉県大規模小売店舗立地審議会委員> 懸田委員、河井委員、今関委員、土屋委員、 小早川委員、山﨑委員、尾形委員、朝倉委員

<事務局>

商工労働部経営支援課

### 4 意見を聴取した審議案件

- (1)(仮称)八千代緑が丘商業施設(八千代市) 法第5条第1項(新設)届出日 令和2年8月7日 県意見期限 令和3年4月7日
- (2)(仮称)マルエツ船橋三山店(船橋市)法第5条第1項(新設)届出日 令和2年8月17日県意見期限 令和3年4月16日
- 聴取した意見の内容は次のとおりであった。
- (1)(仮称)八千代緑が丘商業施設(八千代市)について
- <河井委員> 意見なし
- <今関委員> 意見なし
- <懸田委員> 意見なし

# <尾形委員> 意見なし

食品廃棄物の発生抑制に関して、何を対象とし、どのように実施していくのか、具体的に 追記して頂きたい。また、処分業者が決まり次第、記入して下さい。

### <朝倉委員> 意見なし

#### <小早川委員> 意見なし

本来であれば、交通影響評価を行っているA交差点の東側にある交差点についても影響評価すべきと考える。今回は、交通管理者ならびに道路管理者との話合いのもとで、評価しなくてよいとされているが、当該交差点において問題が発生しないか開店後も注視していただきたい。

### <土屋委員> 意見なし

#### <山﨑委員> 意見なし

緑化計画平面図の植栽凡例で、中木がシャラ・フイリサカキとありますが、シャラ(ナツ ツバキのこと)は日差しがきらいで、乾燥に弱いことから、このような商業施設には自動灌 水システムをいれてしっかりとした水やり管理をしないと枯れます。自動灌水するのかしないのか、なければ変更したほうがいいです。

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

#### (2)(仮称)マルエツ船橋三山店(船橋市)について

# <河井委員> 意見なし

駐輪場について区画の大きさ、平面式  $2.0 \times 0.5/1$  台とありますが、ハンドルの幅 0.55 のママチャリでの出し入れに困ることがないようにと願います。

### <今関委員> 意見なし

# <懸田委員> 意見なし

# <尾形委員> 意見なし

廃棄物の減量化、リサイクルに関して、適切に計画されていると思います。処分業者が決まり次第、追記して下さい。

## <朝倉委員> 意見なし

# <小早川委員> 意見なし

交通影響評価を行っているA交差点は、無信号の変形交差点であり、交通の安全性および 円滑性を確保するうえで、問題が発生しやすい交差点形状であるといえる。事前の交通処理 の計算上は処理可能とされているが、当該交差点において安全性において問題が発生しな いか開店後も注視していただきたい。

### <土屋委員> 意見なし

# <山﨑委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

○ 届出状況一覧により、審議案件以外の届出に対する県意見の報告等を行った。